

小宮隆太郎教授へのインタビュー：
八幡，富士両製鉄の合併事件の回顧と評価を中心として

岡村 薫

公正取引委員会競争政策研究センター研究員

鈴木興太郎¹

早稲田大学政治経済学術院教授

公正取引委員会顧問

林 秀弥

名古屋大学大学院法学研究科准教授

公正取引委員会競争政策研究センター主任研究官

2009年5月1日

1 はじめに

1968年に表面化した八幡製鉄と富士製鉄の合併問題を巡って、当時の産業界、政界、官界、学会ではその是非に関する様々な議論が行われ、賛否両論が渦巻いた。経済学者と法学者の一部には、この合併が日本の経済及び経済政策の在り方に及ぼす影響に強い懸念を抱き、激しく警鐘を鳴らす人々もいた。中でも、100名を越す中堅・若手の近代経済学者が結集して「近代経済学者による大型合併に対する意見書²」と題する反対声明を公開した行動は、それ自体が事件といえるほどに異例の事態であって、現在では想像もできないほど大きな反響を

¹ このインタビューが企画・遂行された当時、インタビューアーの一人である鈴木興太郎は公正取引委員会・競争政策研究センターの所長を勤めていた。インタビューの設営や資料の収集にご協力いただいた上、2度のインタビューに出席して討論にも貢献された垣内晋治氏（当時競争政策研究センター研究員）、岡本康利氏（同）に感謝したい。

² 「大型合併と国民経済 八幡・富士問題をめぐる財界首脳と近代経済学者の論戦」pp.4-46, 『週刊東洋経済』1968年7月3日号。

呼んだ³。それだけに、近代経済学者が結束して反対行動を採るに到った経緯はどのようなものだったのか、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下、独禁法)が戦後改革の一環として成立してから現在に至るまで連綿と続く産業政策と競争政策の緊張関係の中で、この事件はどのような意義を担っているのか、そして当時の近代経済学者たちが標榜した反対根拠は、日本の製鉄業のその後の展開の歴史に照らして、また独禁法と競争政策に関する理解の深化に照らして、どこまで正当化される論理構成だったかなど、興味深い論点は山積している。公正取引委員会(以下、公取委)・競争政策研究センター(以下、CPRC)では、当時の近代経済学者の反対活動で中心的な役割を担われた小宮隆太郎⁴教授(当時 東京大学経済学部助教授、現 同大学名誉教授)をお招きして、近代経済学者がこの行動に結集した経緯とその背景及び反対根拠を中心として、2度にわたるインタビューを行った。この記録は、インタビューの筆記録を編集した原稿に対して、小宮教授の加筆・訂正を得てまとめられたものである⁵。

なお、このインタビューは2008年2月1日(第1回)及び同年2月15日(第2回)の2度に渡って、いずれも公正取引委員会11階の官房第1会議室で開催された。

2 日本の独禁法と競争政策：戦後改革から1960年まで

2.1 競争政策との邂逅

(CPRC)小宮先生のお話を伺う前に、議論の土壌を共有する目的で、当時の日本の経済学界を取り巻いていた状況を、簡単に確認させていただきます。

戦争直後の日本の経済学の主流はマルクス経済学によって席捲され、経済の実証分析もマルクス経済学の概念的フレームワークに依拠する研究者の影響力

³ 八幡・富士の合併事件の後にも、近代経済学者は1971年7月10日に為替政策研究会という名の下に「円レートの小刻み調整案についての提言」を發表している(『日本経済新聞』朝刊、1971年7月11日号)。同研究会は小宮隆太郎、天野明弘(神戸大学)の両氏を代表幹事として36名の近代経済学者から構成され、その提言は「各方面に多大な反響を呼んでいます」と評価されている(『エコノミスト』、1971年、49巻30号)。

⁴ 小宮隆太郎教授の経済学への貢献の簡潔な解説は、「4 おわりに」にて与えられている。

⁵ 八幡、富士の合併事件を含む大型合併の事実経緯に関しては、公正取引委員会事務局編(1977):『独占禁止政策30年史』を参照していただきたい。

が強かったと理解しています。マルクス経済学者以外ではドイツ歴史学派の流れを汲む人が多く、マルクス経済学者のうちにもドイツ歴史学派の流れと合流した人が多かったと承知しています。戦後しばらくの間、日本の近代経済学は専ら理論的な研究に傾斜していたことは否めません。近代経済学に基づく実証研究が高い水準で盛んになったのは、恐らく 1950 年の半ば以降のことではないかと思います。1950 年 1 月に一橋大学経済研究所が創刊した『経済研究』の巻頭言において、初代所長の都留重人⁶教授は「現実に照らしてその命題が真であるか否かを検討しうる仮説を立てる勇敢さを経済学者が失ってから、既に久しい」と指摘され、経済学において「現実の経済を対象とする態度を生かそうとする」ことの重要性を指摘されましたが、足下の経済研究所は近代経済学者とマルクス経済学者の拮抗の上に築かれていました。この状況に強いインパクトを与えたのは、1950 年代から 60 年代にアメリカ及びイギリスへ留学した若い経済学者たちでした。留学から帰国した彼らは、近代経済学の概念的フレームワークと分析ツールを駆使する日本経済の実証分析によって、日本の経済学界に新鮮な影響を及ぼしたのでした。小宮先生が 1959 年秋の理論経済学会・計量経済学会における報告を踏まえて、翌年『経済セミナー』誌に公表された論文「日本における経済学研究について」は、現実の日本経済の実証研究に大きな影響を及ぼした画期的な提言だったと評価されています⁷。とはいえ、日本の経済政策思想の中核には、当時の標準的な近代経済学の規矩には収まらない秘教的な通念が根強く存続して、近代経済学者との率直な意思疎通の障害となっていたことも事実でした。貝塚啓明教授が、日本の産業政策の定義を自問自答して「産業政策とは通産省が行う政策である⁸」と皮肉な表現をされたのは、ポイントを衝いた指摘だったと思われます。

1960 年代の日本経済の高度成長と国際経済システムへの復帰を経て、1960 年代後半に浮上した八幡、富士合併問題の背景として、日本の経済学界の動向に関するこのような最小限の理解を前提にすることにしたいと思います。

⁶ 都留重人教授 (1912 - 2006) の略歴と経済学への貢献については、Suzumura (2006) を参照されたい。

⁷ 早坂・正村 (1974, p.73)。

⁸ 貝塚 (1973, p.167)。

それではインタビューの本論に入ります。小宮先生は標準的な経済理論を現実問題に適用することの重要性を早くから説いてこられたわけですが、八幡、富士の合併問題に対する先生のご関心は、どのような発想と経緯に端を発するものだったのでしょうか。

(小宮隆太郎教授(以下、小宮))八幡製鉄所と富士製鉄所が合併することを公表したのは、1968年のことですね。当時私は、八幡、富士合併事件という個別のケースに対してのみではなく、独禁法や競争政策に関して多少とも学んでいました。そもそも独禁法や競争政策に関心を持ったのは、1956年から59年にかけてハーバード大学に留学していたときの経験が契機となっています。

留学当時、私は既に東京大学の助教授でしたから、学位を取るような留学を認めてもらうわけにはゆかなかった。もっとレベルの高いことを勉強するためにハーバード大学のワシリー・レオンティエフ⁹教授のところに行きました¹⁰。現在の状況はよく知りませんが、少なくとも私がアメリカに行っていた当時のアメリカの大学院では、経済理論と経済史と統計が最も重要な必修科目でした。最初の1年半か2年程度で必修科目の単位をとり、その後「一般試験」と呼ばれる少人数の口頭試問を受けます。それに合格すると、**Thesis Prospectus**を作成して提出します。**Thesis Prospectus**へと進むためには、この口頭試問に合格しなくてはならないのです。この口頭試問では、試験担当の4~5人の先生から現実に起こっている経済問題が出題されるため、アメリカの学生は「一般試験」の半年位前から『ニューヨーク・タイムズ』や『フィナンシャル・タイムズ』などの経済記事をかなり読んでいする必要があります。新聞記事にある経済問題を読んで、それについて経済学的な観点から答えるというアプライド・エコノミクス(応用経済学)の知識が多少なりともないと、次の段階(Ph.D論文の執筆)に進めない仕組みでした。応用経済学の重要な分野は金融論、財政学、国際経済学、産業組織論でした。当時のアメリカの産業組織論では、競争

⁹ Wassily Leontief (1905 - 1999)。

¹⁰ 小宮教授は1956年6月より1959年3月まで米国に留学された。最初の1年はVisiting Scholarとして研究された後、都留重人教授を通じてレオンティエフ教授と巡り合い、1957年6月以降はレオンティエフ教授が主催するHarvard Economic Research Projectに勤務されていた。

政策がかなりの比重を占めていました。これらの分野に、私は多少なりとも関心を持つようになったのです。

ところが、私が産業組織論と競争政策に関心を持って日本に帰ってきてみたら、こういう問題を研究している経済学者はほとんどいなかったのです。

(CPRC) 小宮先生が館龍一郎¹¹先生と共著で 1964 年に出版された『経済政策の理論』(勁草書房) は、先ほど列挙された応用経済学の諸分野を網羅的に扱って、分野横断的に統一的な経済政策論を展開しておられます。特に、最後のパートでは産業組織論を取り扱って、そこで独禁法の話もしておられます。こうしたテキストブックを書かれたのは、アメリカの経済学界と日本の経済学界における教育の仕組みのギャップを埋めたいという意図を、先生がお持ちだったからでしょうか。

(小宮) あの本は、1959 年から 1964 年までの間に『日本経済新聞』の [やさしい経済学] 欄に掲載した記事その他の論稿を集めて一冊の本にしたものです。『日経 (日本経済新聞)』の [やさしい経済学] は、その当時一橋と東大の経済学者が交代に 1 人ずつ書くというやり方で、円城寺さんという『日経』の社主¹²が都留重人先生と私の先生 (木村健康¹³教授) と 3 人で相談されてスタートしました。私は経済学の基本的な考え方を書こうと思って執筆しました。

これを本にする企画は「やさしい経済学」の欄が始まってからかなり経って勁草書房の編集者の方が提案されたことであって、当初はそんなつもりで書いていたわけではありません。本にするということで館先生の書かれた分と私の分とを並べてみたら、大事なことが随分欠けていることが明らかとなり、その脱落部分を別途 [やさしい経済学] 等を書いていきました。そうやって書き溜めたものを集めて、多少体裁を整えて本にしたのです。しかしもともとバラバラだったものをまとめたものなので、あまり体系的な形にはなっていません。

私の経済学の考え方は他の経済学者とちょっと違っていると思います。私は、

¹¹ 館龍一郎 (1921 -)。当時、東京大学経済学部教授。

¹² 円城寺次郎 (1907-1994)。日本経済新聞社の社長在任期間は 1968 年～1976 年。

¹³ 木村健康 (1909 - 1973)。当時、東京大学経済学部教授。

経済学で理論を習ったにせよ、実際にそれが使えなかったら意味がないと思っています。現実の経済に対して理論を使うことが、経済学を理解する上で非常に大事だと考えるのです。

先ほども言いましたが、アメリカでは博士論文を書く前に「一般試験」で口頭試問を行って、学生が現実の経済問題にどの程度に理論を適用できるかをテストします。日本の経済学教育には、そうした要素が現在でもほとんどないのではないかと思います。具体的な日本の経済問題と理論を結び付けるという視点こそ、日本の経済学に最も欠けている点ではないでしょうか。

例えば、ポール・サミュエルソン¹⁴やジョセフ・スティグリッツ¹⁵、最近でいえばポール・クルーグマン¹⁶が書いた経済学のテキストブックには、実例がたくさん書いてあります。実証と理論を結びつけないと経済学にはならないのです。ところが、日本語のマクロ経済学のテキストには、失われた10年とバブルについてほとんど書かれていません。日本の大学にはほとんど経済学部があって、そこでマクロ、ミクロの経済学の教育を担当している学者が大勢いるにもかかわらず、日本の事例がほとんど載っていないテキストブックが使われています。みんな学校で勉強することと実際の日本経済の現象は別だと思っているのです。それを直さない限り日本の経済学は進歩しないと思います。

2.2 日本の独禁法の背後にある特殊事情

(CPRC)話を少し戻します。先生はアメリカから帰国された後、独禁法と競争政策に関心を持ち、現実の問題としてそれを経済学的に分析しようと思っておられたとのことでしたが、当時の日本の独禁法と競争政策に対して、先生はどのような認識をお持ちになっておられたのでしょうか。

(小宮) 日本の独禁法及び競争政策を考える前に確認しておかなくてはならない点は、日本の独禁法の成立過程には他国にない特殊な事情があったということです。この事情を理解するためには、日本と同様に敗戦国となったドイツと

¹⁴ Paul A. Samuelson (1915 -)。

¹⁵ Joseph E. Stiglitz (1943 -)。

¹⁶ Paul R. Krugman (1953 -)。

の比較によって、日本の特殊性を照らし出すとよいと思います。

日本は戦争に負けて、GHQ（連合軍最高司令部）による占領時代が続きしました。その時期に、戦後経済改革と言われるものが幾つか実行されています。まず農地改革、それから労働基準法、労働組合法、労働関係調整法という労働3法による改革が行われました。ただし、これらの改革はいずれも戦前に多少の萌芽があったものです。農地改革にしても、地主・小作の関係を変えなくてはならないということ考えた人々が、農林水産省のなかに戦前からいたのです。ところが、その次に行われた財閥解体と独禁法の制定は、敗戦処理の過程で全く新しく登場してきた改革案でした。

財閥解体が行われた背景には、日本が他の国を侵略するときに財閥が大いに協力したという側面があります。戦後経済を民主化するにあたって、経済力の過度集中を排除するための改革のひとつが財閥解体で、これが最初に行われました。占領初期には、財閥解体によって日本の経済力を弱体化させようという観念も占領国側（米・英）にはかなりありましたが、朝鮮戦争によりソ連との対立が厳しくなって、そういう観念がなくなりました。財閥解体によって戦前の財閥本社の持株会社が解散させられて、同時に持株会社は一切認められなくなりました。1997年に禁止規定が廃止されて持株会社が再び認められるようになるまで、日本では純粋持株会社を原則的に禁止するという状況が続いていたのです。

当時存在していた大きな財閥は、三井、三菱、住友、安田と4つありましたが、そのうちで本当に財閥らしい財閥は三井、三菱、住友の3つでした。それら3財閥には財閥本社があって、それが三菱なら三菱と名前が付く会社の株の圧倒的多数を所有して、様々な重要案件を決定していました。財閥解体は、本社の持つ株式を分散させ、個々の会社も全部細かく分けるというやり方で実行されたのです。

当時の日本の経済界のみならず政界においても、財閥が強制的に分割・解体させられたことに対して、かなり後の時期まで、多くの関係者が怨念を持っていました。独禁法に対しても、日本とは全く異質な法律が外国から持ち込まれたという認識が、広範に持たれていました。特に、戦争で負けた世代の財閥関係の人々の間には、解体された財閥を元に戻したいという思いが非常に強く存

在していました。独禁法や公取委に対する世論の支持が多少とも得られるようになるのには、長い年月がかかりました。

(CPRC) 日本と同じ敗戦国であるドイツにおいても、戦後復興の過程で競争法が制定されています。日本とドイツの大きな違いはどこにあるのでしょうか。

(小宮) 第二次大戦直後には、アメリカのみがシャーマン法および FTC 法という 2 本立てで競争法を持ち、その他の国には競争法も競争政策もありませんでした¹⁷。ただし、シャーマン法の根底にはイギリスのコモン・ローがあります。コモン・ローは議会が制定したのではなく、裁判官の判決の積み重ねによって形成されてきました。コモン・ローには「買い占め」を意味する“cornering”の規定があり、それは違法とされていました。そうした考え方の延長線上に、1890年に成立したアメリカのシャーマン法がありました。アメリカの独禁法の淵源を辿れば、イギリスのコモン・ローに辿り着くのです。

イギリスでは、“cornering”は違法という判断は続いていたのかもしれませんが、競争法はありませんでした。いわんや他のヨーロッパ諸国には、競争法に当たるものは皆無だったのです。ヨーロッパでは、日本よりも後に「競争政策」あるいは「競争維持政策」と呼ばれるものができましたが、どちらかといえばカルテル規制に重点があって、日本ほどには「私的独占」の禁止と規制は重視されてこなかったようです。実際には、日本でも競争政策の中で「私的独占」が「重視」されてきたとは到底言えませんが、独禁法の条文の上では「私的独占」は大きな顔をしています。

ただし、ドイツ（東西ドイツの統一までは西ドイツ）の場合には、戦前、ことにナチスの支配下では、日本と同様にカルテルを奨励してその結成を指示までしていたのですが、戦後暫く経って初めて「競争維持政策」を重視するようになっていきます。

ドイツも日本と同様に第二次大戦の敗戦国であり、米国軍・英国軍の占領地域

¹⁷ 1945年以前に競争関係法を有していた国としては、OECD加盟国の中では米国以外にカナダ(1889)、オーストラリア(1906)、メキシコ(1934)、ポルトガル(1936)があった。

ではかなり厳格な「経済力集中排除」政策が採られました。とはいえ、日本とは異なって占領下では「競争政策」に関する法律は制定されず、占領が終わって初めて本格的な競争政策の法律が制定されています¹⁸。カルテルはナチスの時代の経済政策と結びついて記憶されてきた側面もあり、日本のような独禁政策に対する違和感、ルサンチマンは、西ドイツにはあまりなかったようです。むしろ、ドイツの民間経済人の間には、ナチの経済政策に対する反感が強く、カルテルや統制のない《自由経済》が歓迎されたのではなかったかと思います。

日本の独禁法は占領下における帝国議会最後の立法ということで、1947年の4月に制定されています。そういう意味では、日本の方がドイツと比較してはるかに従順だったのですね。恐らく4ヶ国の分割統治ということが、占領下のドイツに憲法と競争法ができなかったことと密接に絡んでいるように思います。それに加えて、占領統治下で国の根幹に関わる方針を決めることを、ドイツ人は望まなかったのではないのでしょうか。

(CPRC) 先ほど《自由経済》という言葉が登場しましたが、同時期の日本にも《自由経済》という認識はあったのでしょうか。

(小宮) 日本の戦後経済の特徴を捉えるためには、戦前から考えていくことが重要です。戦前の日本で行われていた統制経済は、日本の特徴として挙げるができるでしょう。統制経済下の日本では、競争することが望ましいとか、プライス・メカニズムでいろんなことが調節されるという観念は、非常に乏しかったと思います。私の言葉ではマーケット・メカニズムといますが、同じことはプライス・メカニズムと言い換えてもよいでしょう。現在の新聞ではこうした言葉も目にすることがありますが、当時の日本ではそうした理解は《自由経済》という言葉で表現していたと思います。英語には《自由経済》に相当する言葉は恐らく無いと思います。

(CPRC) 英語で表現すれば《フリー・マーケット・エコノミー》とでもいう

¹⁸ 「競争制限禁止法」(1957年7月27日公布, 1958年1月1日施行)。

のでしょうか。

(小宮教授)でも、そうなるとうしても《マーケット》を入れないと意味を成さなくなりますね。日本語を直訳して《フリー・エコノミー》としたら大変なことになる。それでも日本では、《自由経済》という言葉が比較的頻繁に使われていました。

この言葉が意味する自由経済の思想が多少ともあったのは、東洋紡¹⁹とか日清紡²⁰といった関西の紡績会社でした。これらの企業の人々が自由経済思想を持ちえた背景には、東京から離れていたという事実と、輸出で繁栄していたという事実が挙げられると思います。これらの企業では、世界各地の原綿を輸入して、それを製品へと加工していました。日本において綿業が世界でも有数なものとなったのは、紡ぐ前のまだ綿の段階の混棉技術に優れていたからです。その技術を背景に、この2社をはじめ綿紡績の会社は世界中を相手に原料を購入して、製品を販売していたのです²¹。

こうした企業以外には、経済界で自由な方が良いという人は、日本にはほとんどいませんでした。戦前の日本ではどうだったかは知りませんが、戦後の財界では電力会社と銀行、鉄鋼など、政府との結び付きが非常に強い企業の発言権が大きかった。そうした会社において、自由・独立で世界を相手に競争するという気持ちを持って財界でも積極的な役割を果たした人は、私が知る時代ではほとんどいなかったと思います。国際的な感覚を持つ財界人は非常に少なかったのですが、日本郵船株式会社の有吉義弥氏は、ロンドン駐在の期間が長く、当時の数少ない国際的な感覚を持ち合わせた財界人の稀な例として挙げられると思います。

また、戦前の日本では、ドイツと同様に、カルテルが奨励されていました。カルテルを作り、それを通じて何でも決めていたのですが、こうした行動が生まれる背景には、概して日本には競争やアウトサイダーを望ましくないものだとする観念があったのではないのでしょうか。

¹⁹ 東洋紡績株式会社。

²⁰ 日清紡績株式会社。

²¹ 関桂三(1884-1963;東洋紡会長)『日本綿業論』(1954)を参照のこと。

(CPRC) ドイツにおいて、《自由経済》の思想が競争政策として取り入れられたのは、なぜなのでしょう。

(小宮) 《自由経済》思想のバックボーンともいえるべき人々が、西ドイツにはおりました。ドイツ西南部にあるフライブルク大学の教授であったワルター・オイケン²²をリーダーとする《フライブルク学派》あるいは“ordoliberalism (neoliberalism),” “German neo-liberalism”の人々が、自由主義経済の流れを思想的に支えていました。彼らの考えが戦後ドイツの経済政策に生かされていったのです。

西ドイツの初代首相コンラート・アデナウアー²³のもとで14年間にわたって経済相を務めて第二代首相となったルートヴィヒ・エアハルト²⁴は、オイケンの自由主義思想の影響を強く受けたと言われていて、自由な市場システムと社会福祉政策を組み合わせた《社会市場経済》(Soziale Marktwirtschaft)の政策を展開しました。社会市場経済とは、福祉を重視すると同時にマーケット・エコノミーも重視する考え方でした。

この考え方にオーストリア出身のフリードリヒ・ハイエク²⁵が親近感を持って、シカゴからフライブルク大学に移ってきました。ハイエクは、グンナー・ミュルダール²⁶とともに、1974年にノーベル経済学賞を受賞しています。

このように、ドイツの経済政策の一方にはナチズムみたいな極端な思想がありました。他方には自由な市場でいろんな物事が調整されるのがよいという考え方もある。ナチが滅びたあとの戦後ドイツの第1代の首相、第2代の首相は自由経済思想に基づいた経済政策を採用したのです。

戦前の日本では、《自由主義者》と呼ぶに相応しい人々は寥々たるものです。石橋湛山²⁷、吉野作造²⁸、清沢洌²⁹、河合栄次郎³⁰くらいでしょうか。吉野作造

²² Walter Eucken (1891 - 1950)。

²³ Konrad Adenauer (1876 - 1967)。

²⁴ Ludwig Erhard (1897 - 1977)。

²⁵ Friedrich Hayek (1899 - 1992)。

²⁶ Gunnar Myrdal (1898 - 1987)。

²⁷ 石橋湛山 (1884 - 1973)。

さんは経済のことはあまり扱っていませんし、河合栄治郎さんも哲学・思想を主にしていました。所属こそ経済学部でしたが、河合さんは経済学にはあまり通暁しておられなかったようで、イギリスのトーマス・ヒル・グリーン³¹の自由主義に基づく社会主義思想に関する本を書きました。

これらの人々は《自由主義者》ではありましたが、《自由経済》思想の支持者とは必ずしも言えないと思います。強いて挙げれば石橋湛山ですが、経済問題に関して石橋湛山は《自由主義者》というよりはケインジアンでした。ジョン・メイナード・ケインズ³²は当時の英国の「自由党」の支持者であって“リベラル”ではありましたが、「真性」の“リベラル”達は、ケインズ及びケインジアンは政府介入の必要性を強調する“干渉主義者”であると見做していました。日本には自由主義一般、殊に経済面での自由や市場経済中心という観念が乏しかったと思います。それが日本とドイツが大きく違うところです。

少し話がずれますが、歴史的な事件について考えるときには、歴史の流れをつかむことが非常に大事な視点です。ケインズが『雇用・利子および貨幣の一般理論』の最後のところで、経済政策は利害関係の調整の中で決定されると考えている人々も、実際には過去の時代の支配的な観念に支配されていて、その影響の方がはるかに重大な経済政策の決定要因であると指摘しています³³。人々は一世代前の破綻した経済学者の考え方に囚われていて、その考え方を通して経済政策のことを考えていると、ケインズは指摘しています。人々が受け入れる観念は大体 20 歳代までに固まってしまい、30 歳を過ぎるとなかなか変わらない。ケインズが『一般理論』を書いていろいろ説得しても、年長の人たちはほとんど全く受け入れませんでした。ジョセフ・シュンペーター³⁴もケインズと同主旨のことを言っています。彼によれば、経済学者が画期的な新しい考え方、学説史に残るような革命的な考え方を着想し、それを書き残している

²⁸ 吉野作造 (1878 - 1933)。

²⁹ 清沢洌 (1890 - 1945)。

³⁰ 河合栄次郎 (1891 - 1944)。小宮教授のゼミの先生である木村健康教授の先生でもある。

³¹ Thomas Hill Green (1836 - 1882)。

³² J. M. Keynes (1883-1946)。

³³ J. M. Keynes (1936): *The General Theory of Employment, Interest, and Money*, Macmillan.

³⁴ Joseph A. Schumpeter (1883 - 1950)。

のは、30歳以前から30歳代中頃までだ、と述べていたと記憶しています。例えば J.M.ケインズの場合であれば、1914年に出版された *Economic Consequences of the Peace* において、パリ平和条約がドイツに対してあまりに過酷なので、講和後にドイツをはじめ欧州経済が混乱し、停滞するだろうと予想した。その考え方は、後にケインズが『一般理論』で展開したケインズ経済学の基本的な考え方に基づくものでした。

マルクス³⁵の『共産党宣言』(1848年)もそうです。あれは30歳そこそこで書かれています、その内容は『資本論』(1867年)に通じています。

1960年代当時の資料などをお読みになると、現在とは随分違うなどお感じになるとは思いますが、これまでお話したような背景が、日本の独禁法の特殊な成立事情としてあったことを認識しておくべきだと思います。

2.3 公取委の冬眠時代

(CPRC) 1947年に日本の原始独禁法が成立しましたが、同年に公取委は銀行カルテルに対して最初の審決を出しています³⁶。この案件を含めて、その年には5件の審決が出されました。その後審決数は徐々に増えていきましたが、やがて《公取委の冬眠時代》と呼ばれる時代に入って、ただ単に審決数が少ないのみならず、公取委の組織も縮小していました³⁷。この時期の独禁法と公取委を、先生はどのように見ておられるでしょうか。

(小宮) 公取委がほとんど機能しなかった背景には、一つには通商産業省(現在の経済産業省)による輸入割当制度をはじめ、戦時中の統制経済から引き継がれてきた各種の割当制度があります。先ほども述べましたように、財閥は独禁法が成立する以前に「過度経済力集中排除法³⁸」によって解体されました。しかし、1950年代に到るまで、日本では激しいインフレと厳しい経済統制が続

³⁵ Karl Marx (1818 – 1883)。

³⁶ 昭和22年(判)第1号「株式会社帝国銀行他27名に対する件」同意審決(審決集1-1)。

³⁷ ここでの「冬眠時代」という表現に関連して、例えば、高瀬・黒田・鈴木(編)(2001)では、特に昭和32年から36年の間を「公取委の休眠期」と称している。

³⁸ 財閥の解体を目的として、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)により策定された法。1947年12月18日施行、1955年7月25日廃止。

いていました。通産省が原材料の輸入割当を通じて生産量を割り当てて、また外国からの新技術の導入については外貨を支払わなければなりませんから、これも許可制になっていて、それらによって民間企業をコントロールする時期が長く続いていたのです。他方、銀行貸し出しや社債発行についても、何らかの形で割当制・金利統制が行われていました。その元締めは大蔵省や日銀でした。その過程で企業はカルテルを結成しましたが、政府は結成されたカルテルを利用して、様々な指示の実効性を確保してきたのです。

統制経済では、物資にはマル公と呼ばれる公定価格が決められて、その価格で売買しなければなりません。公定価格を決めるために企業はカルテルを作り、そこで生産量から資材の配分などに到るまで、経済統制が実行されました。こうした仕組みは経済全般に取り入れられていましたが、その点ではドイツも同様だったと思います。

当時、通産省はあらゆる産業において物資の割当て、とりわけ輸入割当てを実施していました。通産省が輸入割当てを行った理由は、日本の外貨準備が乏しいことでした。国内の企業が海外の企業に技術のロイヤリティーを払うにせよ、ライセンス契約を結ぶにせよ、外貨が少ないために通産省から許可をもらわない限り特許料を払うことができなかつたのです。通産省は多数の許認可権限を持っていましたが、なかでも最も重要なのは、輸入と技術導入に関する許認可権限でした。それが1950年代の状況でした。この状況では、統制経済とインフレの時代には公取委はやることがなかつたのですが、1951年過ぎから一時的に審決に到るケースがかなり増加しました。これは物価統制が廃止されたことを背景にした一時的な現象であり、いわゆる公取委の冬眠時代はその直後にやってきます。審決集を見ても、1年間に6件とか7件とか、ごくわずかな審決しかありません。公取委がこの冬眠時代を迎えたひとつの理由には、その当時、公取委が優勢な経済官庁と衝突していたことが挙げられます。

公取委の委員長は、大蔵省 - 現在では財務省 - 出身の人が多いのですが、そのうちの1人に長沼弘毅³⁹という人物がおられたことをご存知でしょうか。恐らくシャーロック・ホームズの研究の方が有名な方ですが、大蔵省で次官まで

³⁹ 長沼弘毅 (1906 - 1977)。1958年3月、公正取引委員会の第三代委員長に就任。

勤めた後に、公取委の委員長に就任しました。長沼さんがどこかに書かれたエッセイには、委員長に任命されたとき岸信介さん⁴⁰が肩をたたいて「君の仕事は何もやらないことだよ」という言葉に送られて、公取委に着任したと書いてあります。その当時、公取委にまだ関心を持っていた私ですが、何もやるなど言われて委員長になることにそもそも驚きましたが、その逸話をエッセイに書くことには、更に驚きました。公取委の冬眠時代の一つの逸話と言ってよいでしょう。

私のもう一つの思い出は、新聞社が購読料を協定して値上げする行為に関わっています。その当時、『日経』以外の『朝日』『読売』『毎日』『産経』は、同じ時期に同じ幅で購読料を引き上げる慣行が続いていました。公取委の事務局はこの値上げを独禁法違反ではないかと指摘して、トラック1台分か2台分に相当する膨大な証拠を収集・調査して、新聞各社が共謀して一斉に値上げしたことは間違いないという判断に到達しました。委員長もそう考えたのでしょね。ところが肝心の公取委の委員会では、この共謀的な価格引上げの拘束力に関する確実な証拠は存在しないと行って、結局この共謀行為を不問に付しました。つまり、協定価格を決めたにもかかわらず、どこかの新聞社がそのとおりの価格設定を実行しなかったとき、どのように制裁するかに関して何も決めていなかったから、この共謀行為は拘束力のある決定とは認め難い、という判断を下したというのです⁴¹。私はこの決定は言語道断だと思います。協定に違反したときの制裁方法まで決めていなくても、共謀して一斉に値上げをしてそれが罷り通ったのですから、拘束力がある行為であるというべきでしょう。一斉に価格引上げをしたという共謀の証拠は十分にあるが、協定を守らなかったメンバーに対してどういう方法で制裁するかに関する決定の証拠がないから無罪放免にするという判断は、私の理解を超えています。この頃から、公取委の事務局はやる気をなくしてしまったようです。公取委の冬眠時代は、このようにして始まったのではないかと私は思っています。

⁴⁰ 岸信介 (1896-1987)。1957年2月25日に内閣総理大臣に就任、第一次岸信介内閣を組閣する(～1957年7月10日)。長沼弘毅氏は第2次岸内閣(1958年6月12日～1959年6月18日)のときに公取委委員長に就任した。

⁴¹ 昭和34年(査)第8「株式会社朝日新聞社ほか29名に対する件」(昭和34年8月13日不問決定)昭和34年度公正取引委員会年報、pp.79-80。

(CPRC) 公取委の冬眠時代を招いた背景には、通産省の産業政策との対立があったというお話しでしたが、官庁間のこうした対立は外国でも見られたことなのではないでしょうか。

(小宮) 上記の話は、通産省と公取委の対立というよりも、新聞各社が政治家・内閣に働きかけたのではないのでしょうかね。当時、新聞や出版の監督官庁は公式にはどこの役所なのかと通産省の人に訊きましたら、「軽工業局の紙業課ですかね」という答えでした。輸入する紙の割当てを担当していたのでしょうか。監督官庁という仕組みは日本独特のシステムだと私は思います。

1960年代にドイツに行ったとき、私はドイツで自動車産業を担当しているのはどこの役所で、何人ぐらいの人が実際に担当しているのかと、後に西ドイツの経済相・財務相になったハンブルク大学教授のカール・シラー⁴²に尋ねたことがあります。すると彼は、経済省で自動車産業の統計を担当している人は2人いるけれど、それ以外には自動車産業を担当しているなんて人はいないと答えたのです。日本では、通産省は製造業一般、食品加工業は農林水産省、造船は運輸省、製薬は厚生省といった具合に、この産業はどこの官庁が担当するという管轄は、全部決まっているのではないのでしょうか。日本以外の先進諸国では、こういう管轄区分の決まりは存在しないのではないのでしょうか。

かつてOECDは、インフレなき成長について研究するために専門家8、9名位で構成されるグループを作って、私もその委員として参加していました。ポール・マクラッケン⁴³をチェアマンとするこのグループ(通称マクラッケン・グループ)の委員の1人だったレイモンド・バール⁴⁴というフランス人に、私がフランスの貿易省では何人ぐらいが仕事をしているのかと聞いたところ、officerは20人位だとのことでした。私が知る限りでも、当時の日本の通産省には通商局と通商政策局があって、職員総数が20人などという規模ではありませんでした。フランスの10倍でも済まない程にいたのではないのでしょうか。と

⁴² Karl Schiller (1911 - 1994)。

⁴³ Paul W. McCracken (1915 -)。

⁴⁴ Raymond Barre (1924 - 2007)。

ころがフランスの貿易省は総数 20 人ですから、個々の貿易に携わる企業を主管官庁として監督するという観念は、フランスにはないのだろうと思いました。

(CPRC) 電気通信産業を例として考えると、郵政省がこの事業を管轄していた時代には省内の電気通信局で大体 20 人位の官僚が規制業務を担当していました。一方、アメリカで電気通信を管轄する FCC (Federal Communications Commission) にはエコノミストと弁護士を合わせて膨大な数の雇用者がいて、アメリカの方が巨大な組織で電気通信産業の規制を担当していました。この規模の組織を持ってすら、伝統的な公益事業規制を電気通信事業に対して適用しようとするれば、規制機関と被規制企業との間の非対称情報の壁は乗り越え難かったため、結局は誘因規制を導入する方向に規制方法を変更する選択が行われたのだと、私は理解しています。この例を念頭に置けば、規制機関の規模に関する先生の観察事実とは逆の事例もありそうに思われるのですが・・・。

(小宮) アメリカの電気通信産業の場合には通信法 (The Communications Act) があり、その法律に定められたことを実施・監視する部局が決まっていると思います。私は法律・制度のことはよく知らないのですが、日本の場合には各官庁の行政的な権限はあまり細かいところまでは規定されていなくても、一般的な監督権限によって縦割りで民間企業がコントロールされているのではないのでしょうか。その点に違いがあるのではないのでしょうか。

日本では、どこかの産業で難しい問題が発生すると、総理大臣はその産業を専ら管轄する省庁の大臣を呼びつけて、すぐに善処せよと指示します。

例えば、今からもう 20-30 年も前のことですが、民間の会社が新しい形の社債を発行したいと考えたとき、その会社は証券会社と相談して、証券会社は大蔵省証券局の担当課にいったり相談する (あるいは頭を下げて頼む)。米国であれば、そんなことはしないで、証券会社と社債を専門とする弁護士と相談する。役所が何と言っても、決定的なことは裁判所で裁判に勝てるかどうかだから、とのことでした。

アメリカの場合には、例えば反トラストの事例であれば FTC と司法省の両方が管轄しています。司法省の反トラスト部局には弁護士が 150 人位いるそうで

すが、それぞれの担当業務は法律で明確に決まっているのではないのでしょうか。日本の八幡・富士合併のときのように、独禁政策、独禁法の担当ではない大臣や官僚が合併賛成の旗を振るといようなことは、アメリカではあり得ないのではないのでしょうか。

(CPRC) アメリカの場合には、先ほどの電気通信規制の例でいえば、FCC と司法省が関係してくる上に、各州の公益事業委員会も州内の規制を管轄する権限を持っています。ある事業に対する監督権限を専有する省庁が存在する日本の場合とは、事業規制に関係するステーク・ホルダーの構造に大きな違いがあるという感じなのではないのでしょうか。

(小宮) そうですね。アメリカでは別にどこかの特定の官庁とも結び付きのない企業はたくさんあると思います。しかし日本はそうではない。最近はともかくとして、かつての日本では輸入割当てや関税率、設備投資調整、不況カルテルなどは、通産省はじめ経済関係の官庁が決めていました。製造業には多種多様の産業がありますが、どの産業をどの省・局・課が担当するかが決まっていました。例えば造船は運輸省（現在の国土交通省）、自動車や航空機は通産省、医薬品は厚生省（現在の厚生労働省）が管轄していました。このように各省で民間会社と強いつながりを結ぶことから、監督官庁から OB の天下りが行われるようになりました。こうした監督官庁の政策・行政に対して公取委が独禁法の観点から問題を指摘し、監督官庁との間で衝突がしばしば生じました。

(CPRC) しかし、通産省にいくら権限があったとはいえ、法に基づかない行政指導による規制には、効力はないのではないのでしょうか。

(小宮) 法令には漠然とした行政指導の根拠が書いてあるだけだったのではないのでしょうか。この種のことについて私は正確なことを知らないのですが、監督官庁がどういうことを授權されているのか具体的に書かれておらず、企業が行政指導に従うべき法的な根拠がはっきりしない場合が少なくなかったのでしょうか。それで、通産省等の監督官庁は、輸入割当制・開銀融資・技術輸入の許

認可制を通じて、企業が行政指導に従うように誘導していたのではないのでしょうか。

(CPRC) 確かに、行政指導をバックアップする担保措置があつてこそ、非公式の規制の有効性が保障されていたのでしょうか。しかし、これからお話しただく 1960 年代には、行政指導の有効性を下支えしてきた割当権限は、日本が国際経済システムのフル・メンバーとして復帰する過程で次第に失われていきました⁴⁵。また、1994 年には「行政手続法」が制定されましたから、行政指導の適格性を行政側と争う法的手段が、初めて被規制企業側に整備されたこととなります。それにもかかわらず、監督官庁による非公式な規制は、依然として存続しているように思われます。先走りになるかも知れませんが、現状で企業側が行政指導に従う理由はどこにあるとお考えでしょうか。

(小宮) 現在でも、どこかに新工場を建設することになると、企業は地元と話し合わなければなりません。そのとき、本省がそのプランに賛成しなければ、地元との交渉は進まないでしょう。すべての省庁から県に官僚が派遣されていますので、その官僚を通して中央省庁の後押しを確保して、地元の県庁の後押しと市町村の後押しを獲得する梃子としなければ、新工場は建設できないのです。これは、企業が製造工場を建設する際に、建設予定地の自治体から補助金をもらう場合にも、中央の管轄省庁がサポートしなければこの補助金はもらえず、スムーズに話が進まないでしょう。

実態については私もあまり知りませんが、例えば東京都がごみ処理施設を新たに建設する際には、建設会社にはすべて東京都の役人が天下りしていて、彼らが調整機能を果たしていると報じられています⁴⁶。現在の日本のシステムでは、この役人を經由して中央官庁の意向に添った行動を採らないと、物品を納入できないわけですね。

⁴⁵ 日本は 1955 年に GATT への加盟を認められたが、GATT35 条に依拠して日本への最恵国待遇不適用を継続する国は、1970 年代まで存続した。これに対して、日本が OECD への加盟を認められたのは、1964 年のことだった。

⁴⁶ 「40 兆円の監査報告 公共事業はなぜ高い (2) 予定価格のベール」『日本経済新聞』1994 年 11 月 5 日号。

また、例えば、警察官僚の定年は相対的に早いのですが、大抵の自動車教習所には定年後の警察官が1人か2人は行っているようですね。警察官の天下りを受け入れない教習所はやってゆけないのでしょうかね。交通信号機の納入の談合事件がありましたが、信号機を納入している会社もほとんどが警察官僚の天下りを受け入れていると聞きました⁴⁷。日本の公共調達の仕事は、天下りのシステムと密接に結び付いている、という感じを受けます。このような慣行をやめろと言うのなら、監督官庁の職員が定年で辞めた後どうするのかを考えなくてはならないでしょう。

冬眠時代が終わった後に公取委の活動が活発化し始めると、監督官庁の利害と衝突することが様々に生じ、独禁法の様々な適用除外措置が導入されました。私は最近30年間のことは殆ど知りませんが、現在でも公取委が何かやるというときには、その業種の監督官庁と衝突することが往々にしてあるのではないのでしょうか。

悪質なケースの一例は、石油のヤミ・カルテル事件だったと思います⁴⁸。この事件の判決を私は詳しく読んでいませんが、石油のヤミ・カルテル事件は子供の「おねしょ」だというのが私の持論です。この事件では、石油会社がヤミ・カルテルを結んで一斉値上げすると決めたとき、その現場に石油業界を担当する通産省の役人が2人来ていたそうです。つまり、役所の指導で価格を一斉に値上げしようとしていたのです。ところが実際に値上げをしたところ、公取委から独禁法違反だといわれて石油会社は最高裁まで争ったのですが、結局石油カルテルは独禁法違反となりました。監督官庁の「指導」の下で値上げしたのですから、本来ならば「ヤミ」カルテルとは言えないでしょうが。

子供は「おねしょ」したときに、夢の中でお父さんが「おしっこをしてもいいと言ったからおしっこをしたんだよ」と泣きべそをかいて言うことができるでしょう。それと同じで、通産省がカルテルをやるように指導して、その場に役人が2人もいたのに、後になってあれは違法だと言われ、最高裁では独禁法違

⁴⁷ 平成16年(納)第99~103号「警視庁が発注する集中制御式交通信号機新設等工事の入札参加業者に対する件」(審決集50-657)。

⁴⁸ 最高裁昭和59年2月24日第二小法廷判決(昭和55年(あ)第2153号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件)刑集38巻4号1287頁。

反で敗訴して処罰されたのでは、業界としては承服しかねるわけですね。この事件は、日本の産業政策と競争政策のコンフリクトの実態をよく象徴している「傑作」だと、私は思うのです。通産省の行政指導に従わなければ、通産省から睨まれることになる。だからといって行政指導に従えば、独禁法による摘発の裁判では通産省は知らん顔をする。これでは民間側も困惑すると思うのですね。

3 八幡、富士の合併問題と近代経済学者

3.1 八幡、富士の合併問題

(CPRC) これまでの先生のお話しによって、原始独禁法成立当初は GHQ に押し付けられたものだという認識が日本では広く抱かれていたということ、同法の成立（1947年）から1960年代に到るまで、公取委の競争政策は通産省の産業政策と不断に衝突しつつ、往々にして産業政策に従属的なスタンスを余儀なくされていたということが、浮き彫りにされたと思います。こうした状況を背景にして、1968年に八幡製鉄と富士製鉄の合併計画が公表されました。この計画の公表に際して、小宮先生はどのような感想をお持ちになりましたか。

(小宮) なぜ八幡製鉄と富士製鉄が合併しようとしたか、その計画が進んだのはなぜかという問題に関して、私の理解は次のようなものです。八幡と富士の合併後に誕生した新日鐵の最大の株主は日本興業銀行（興銀）でした。他方、興銀の筆頭株主は新日鐵でした。興銀はかなり両社と「一心同体」だったように、私は思います。

この事実は、興銀が八幡と富士の両方に融資していたことを示しているのですが、当時の興銀の中山素平⁴⁹さんは、出資している両社が膨大な設備投資をして高炉を造り、過剰設備になったら困ると考えていました。両社が同時に着工して巨大な新設備が稼働すれば過剰設備となることは避け難く、しかも両社を始めとして製鉄各社の財務状況は、あまり良くはありませんでした。この問題の解決の妙案は合併だと中山さんが着想したのではないのでしょうか。

⁴⁹ 中山素平（1906 – 2005）。

(CPRC) 小宮先生は、中山素平さんが合併の発案者、仲介者だったとお考えのようですが、この推測には事実の裏付けがあったのでしょうか。

(小宮) そういう新聞報道もあったように思います。発表当日の新聞がどう書いたかは知りませんが、発表後しばらくたってからの報道は、この合併計画は中山素平さんのアイデアで進んだという論調でした⁵⁰。

合併が実現した後の事実の経過は、八幡の君津工場が先に着工して、富士の大分工場はその後に着工しています。実際に高炉に火を入れて稼働したのは、君津では1968年11月、大分では1972年4月のことでした。この設備投資の調整がもたらしたベネフィットは、かなり大きかったと思います。過剰設備が創り出されて鉄鋼の値段が急激に下がるとか、他の会社も困るといったことが避けられたのです。

(CPRC) 八幡と富士が高炉建設の順序を決める際に、合併という殆ど究極的なカードを切る必要がなぜあったのでしょうか。合併による過剰設備の阻止から得られたベネフィットは大であったにせよ、だからといって合併の推進が必然的な選択であったと結論することはできません。その点について、もう少しお話しを敷衍していただけないでしょうか。

(小宮) 設備投資調整の必要性が説かれたのはこのときが最初ではありませんが、合併という選択肢が議論されたことは、従来なかったと思います。合併という究極的なカードしかないほどに、この当時の設備投資の調整は非常に難しい状態にあったのだと思います。その当時は、設備投資の調整が業界の話し合いでまとまらない場合には、通産省が問題を預かって決めることが慣行とされていきました。通産省には《産業構造審議会》という公式の意思決定機構がありましたが、そこでどうしてもまとまらない案件は通産省が預かって、自ら選択を行うという仕組みになっていたのだと思います。

⁵⁰ 例えば、1969年10月31日付けの『朝日新聞』の記事「鉄鋼合併の内幕マンモス誕生まで(上)」を参照せよ。

これに対して、住友金属の日向方斎⁵¹さんは通産省の行政的な介入に絶対反対を唱えて、頑強に抵抗していました。結果的に見ると、八幡製鉄、富士製鉄と比較して、住友金属と川崎製鉄の設備シェアはだんだん増えてきていました。

住友金属が鉄鋼業界の設備投資調整に頑強に反対した理由は、恐らく企業として大きくなる過程でかなり苦勞した経験に連なっていると思います。住友金属は、世界銀行に融資を依頼したとき、株価が額面すれすれの企業には融資できないと言われた苦い経験を持っています。そこで、戦後初めて「無額面株」なるものを発行して増資を行い、多少とも自己資本を増やした上で世銀融資を受けました。

住友金属が設備投資調整に強硬に反対していた理由としてもうひとつ考えられる点は、東京と比較して関西の方が競争的なスピリットが多少とも強いことが挙げられると思います。既に触れましたように、関西の東洋紡とか日清紡の経営者には、世界中から自由競争で原棉を買ってきて、製品も世界中に輸出して、お上の世話にはあまりならないという戦前の自由主義的な経済思想の気風が残っていました。日向さんも、そういう考え方から設備投資の調整に強く反対しておられたのだと思います。

八幡、富士の両会社の企業体質は、戦後かなりの時期まで東洋紡や日清紡とは明らかに違っていました。まず両社の源は「官営八幡製鉄所」であり、鉄鋼は配給制だったからです。何をどれだけ作って、どこにどれだけ配給するという戦争中の統制経済が完全に払拭されたのは、1950年に始まった朝鮮戦争後のことではないでしょうか。

八幡製鉄、富士製鉄から鉄鋼を購入するために本社に行くと、「諸商人待合所」というところで待たされる。そこで話し合っただけで交渉がまとまれば、八幡・富士の担当者は「それでは供給しましょう」と言う、と聞きました。他の業界では買って下さればお客さんという感じなのだけれども、八幡、富士にはそういう観念は全然なかったというのです。合併事件が起こった時期の八幡製鉄と富士製鉄には、普通の民間企業という体質はあまりなく、官営八幡製鉄所の後身でしかなかった。官営企業のしっぽを残した八幡製鉄と富士製鉄が、新規参入し

⁵¹ 日向方斎（1906 - 1993）。元住友金属工業社長。

て競争スピリットが旺盛な住友金属や川崎製鉄とやり合って、ジワリ、ジワリ押されている—そういう時期だったと思います。

(CPRC) 通産省の産業への介入といえば、自動車産業に対しても積極的に集約化を推進して、規模の経済を享受するために車種を絞る国民車構想を立てるなど、様々な産業政策を試みていました。鉄に対して通産省は、自動車産業以上に重点的に、様々な行政的介入を行っています。鉄鋼の《公開販売制度》などはその最たるものだと思います。しかし、自動車産業の場合には通産省の政策意図はほとんど実現せず、あからさまに言えば失敗しています。これに対して鉄の場合には、通産省の考え方から言えばもっと積極的にかかわっていったように思われますが、八幡、富士の合併事件の場合には、通産省は具体的にどのような役割を果たしたのでしょうか。

(小宮) いろいろ積極的にやっていたと思います。そのころ、東大の私のゼミの卒業生の1人から聞いたことですが、通産省の職員として民間企業の合理化計画を推進する仕事をして、民間企業に対する開銀融資を仲介するために、通産省と日本開発銀行を連日往復していました。自分は通産省で国のために働こうと思ってきたのに、民間企業のために働かされて、毎日開銀に頭を下げに行っているのはどうも面白くない、と言っていました。通産省は開銀融資のように民間企業に影響を及ぼす様々な梃子を持っていて、それを駆使して産業政策を推進していたのです。開銀融資以外にも、通産省は特許の輸入やライセンスの許認可権限を、別の梃子として持っていました。これらの梃子は、設備投資調整などを実行する際に、民間企業を従わせるツールとして活用されたのです。

自動車業界には、通産省にお百度を踏んで優遇を求めるというメンタリティが、他の業界と比較して少なかったように思われます。その当時の通産省と民間産業との関係は、個々の産業ごとにそれぞれ非常に違っていたのです。

東洋レーヨン⁵²が《室町通産省》と呼ばれた時期がありました。ナイロンが

⁵² 現在の東レ株式会社。

欲しいものは東洋レーヨンから買っていたのですが、その割当ては東洋レーヨンが行っていました。ナイロンは現在よりもはるかに広範に利用されていて、供給が需要に追いつかない状態にあったのです。だからこそ、みんな東洋レーヨンの室町本社に押しかけて、購入割当てをもらうために申請していたのです。室町通産省というあだ名はそこから付いたのですが、その事実から逆に通産省がどのように民間企業から見られていたか、よく理解できるように思われます。

3.2 財界・政界の賛成論

(CPRC) 八幡製鉄と富士製鉄の合併に対する財界の反応はどのようなものだったのでしょうか。

(小宮) 財界は圧倒的多数で合併賛成の大合唱でした。公聴会⁵³の記録を見ても、独禁法の知識なんか全く持たない人々が、賛成だ、賛成だと言っています。《価格監視機構》を設置するのであれば賛成だとか、研究開発を熱心にやるのであれば賛成だとか、全く意味がないことを言っています。しかし、賛成だと言っている大会社の社長などは、ほぼ全員が興銀に動員されて出て来たのだと思います。

どういう理由によるものかは知りませんが、閣僚級の政治家の中で宮沢喜一⁵⁴氏を始め何人かの人賛成論でした。この場合にも、賛成論者は本質と全く関係のない点に言及して、根拠薄弱な賛成論を唱えていました。国際競争力の強化につながるとか、経営基盤が改善されるとか、研究開発を熱心にするのであれば認めてやれとか、どれも全く無意味な論点です。公聴会の記録を見ても、なぜそこに問題が起こっているかを全く理解しないまま、単に賛成論の大合唱をしているのです。

私がこの合併計画に強く反発した一つの理由は、産業界、官界、財界が、独禁法と競争政策のロジックを理解しないままに、的外れな賛成論の圧力で押し切ろうとしたことです。こういう動きに対して私は大いに憤慨したのです。公

⁵³ 公正取引委員会事務局経済部調整課「八幡製鉄株式会社および富士製鉄株式会社の合併に関する公聴会速記録」1969年4月10日。

⁵⁴ 宮沢喜一(1919-2007)。

取委は、独禁法を根拠法規とする準司法機関であって、独禁法に関わる事件についてどのように判断するかに関しては、一定の法的手順が規定されています。しかもこの手順は、だれか1人ではなくて委員会の5人が意見を述べ、多数決で最終的に判断を決定することになっています。

国税不服審判所も一種の準司法機関ですが、そこに何か案件が掛かって、ある会社がこれだけ納税しろと言われたことに不服を申し立てたとき、責任ある立場の政治家が日本の国際競争力にとってこの会社は大切だから納税額を負けてやれなどと言ったとしたら、誰が見てもオカシイでしょう。それと同じことが、八幡製鉄、富士製鉄の合併事件について言われたわけです。今後、研究開発能力の強化に努めるならば会社に有利なように合併を承認してやれと政治家が口出しをするのも、全くオカシな話しだと私は思います。

(CPRC) 企業合併の是非を判断する法的な手続が独禁法に規定されていて、準司法機関である公取委がその手続を執行する権限を専管的に賦与されているにもかかわらず、外野から様々な干渉が行われる。しかも、財界や産業政策当局のみならず、責任ある閣僚級の政治家までが干渉的な発言をするということに、先生は強く反発されたということですね。

(小宮) ええ。法的な検討が進んでいるときに、何も知らない人々が合併を認めてやれということをやガンガン言って、賛成論の旗を振っているのが許せませんでした。この事件に関してなぜそうなったかという、やはり興銀の中山素平さんの影響力が強かったのでしょうかね。通産省の意見も非常に強かったと思います。この際に公取委にダメージを与えようという思惑も多少はあったのかもしれない。

宮沢さんはどうしてハッスルしたのでしょうかね。私は、宮沢さんが経済企画庁長官として入閣されて、非常にフレッシュな印象を持ったため、ある機会に何でもお役に立つことがあったら仰ってくださいと言ったことがありました。しかし、八幡・富士の合併事件の際に旗を振られたので、ガッカリしました。

3.3 近代経済学者の反対運動

(CPRC) 八幡製鉄，富士製鉄の合併事件に対する近代経済学者の行動と発言について，具体的にお尋ねしていきたいと思います。このインタビューの冒頭で，先生は現実の経済問題 - 例えば日本の独禁法と競争政策など - とのかかわりで経済理論を実際に適用して初めて，経済学は意味を持つ学問になるのだという主旨のお話しをされました。八幡製鉄，富士製鉄の合併問題では，日本の近代経済学の歴史上最初のことだと思いますが，100人を越える近代経済学者が結束して独占問題懇談会を立ち上げ，反対を表明しています。この反対グループの実質的なリーダーシップをとられた小宮先生は，この事件に対して当時どのように考えておられたのか，改めてお聞かせ下さい。

(小宮) そもそも八幡製鉄，富士製鉄の合併はやはり大事件でした。この事件の前にも，「過度経済力集中排除法」で分割された財閥系の商社が再結集し，財閥系の銀行も一つにまとまり，製造業では昭和39年に三菱3重工が合併していました。八幡製鉄と富士製鉄が合併すると表明したほぼ同時期には，王子製紙系の3つの製紙会社も合併計画を表明しています。しかし，王子製紙の方は仲間同士で話がまとまらず，途中で合併計画を断念しました。

先ほども述べたのですが，八幡製鉄，富士製鉄の合併計画に対しては，もともと公取委で独禁法の規定に照らし合わせて審査をして，これを承認するかどうかを決めることが本質であったはずですが。それにもかかわらず，合併賛成論者は昔一緒だったのだから認めてやれとか，国際的にまだ規模が過小だから認めてやれとか，合併後に価格監視機構を作ればいいとか，問題の本質とは全く無関係なことを言っていた。このような合併推進論は，率先して法律を守るべき閣僚や公務員にあるまじき態度だと私は思いました。それが一番気に入らなかった。公取委の独自の機能に対する社会的認知度を高めないとだめだと思ったのです。

(CPRC) 結束して反対を表明した近代経済学者の間では，先生のその考え方は共通して持たれていたのでしょうか。

(小宮) 反対意見の提言をしたときの代表者は、館龍一郎先生と建元正弘⁵⁵さんになっていただいたと思います。主に両先生を中心にして、旗を振っていた人は全部で10人程度いたと思います。反対論者をグループとして組織することに最も貢献されたのは、渡部経彦⁵⁶さんだったのではないのでしょうか。当時の渡部さんは京都大学経済研究所に所属していて、頻繁に東京と大阪の間を行ったり来たりしていました。先ほど、この反対声明に関して私が実質的なリーダーシップをとったと言われましたが、実際に中心的役割を担ったのは代表の館先生、建元さんを含む10名程度の発起人役を務めた方々でした。私はその中では一番若い部類でして、決してリーダーではありませんでした。

反対声明に署名したみなさんの思いはほとんど同じでした。このうち何人かはその後もいろいろと書かれ、座談会⁵⁷にも出たりされていますが、やはりこの機会に独禁法と競争政策を広く認識してもらいたいという気持ちが強かったのではないのでしょうか。

(CPRC) 内田忠夫⁵⁸先生もグループの中心メンバーでおられたようですね。

(小宮) 内田さんは最も中心的な人物でした。近代経済学者が強く反発した根底にあったのは、八幡製鉄、富士製鉄の合併問題は日本の経済システムに深くかかわる問題だという認識だったのではないのでしょうか。

(CPRC) 八幡製鉄、富士製鉄の合併計画に反対声明を出された独占問題懇談会ですが、このグループのメンバーはどういう形で結集されたのですか。リストに記載された発起人には、建元正弘、内田忠夫、上野裕也、熊谷尚夫⁵⁹、青山秀夫⁶⁰、荒憲治郎⁶¹、藤野正三郎⁶²、村上泰亮、福岡正夫⁶³、今井賢一、館龍

⁵⁵ 建元正弘 (1924 - 1997)。「大型合併についての意見書」発表当時、京都大学経済研究所助教授。

⁵⁶ 渡部経彦 (1926 - 1976)。意見書の発表当時、京都大学経済研究所教授。

⁵⁷ 「(特別討論会) 大型合併と国民経済——八幡・富士問題をめぐる財界首脳と近代経済学者の論戦」『週刊東洋経済臨時増刊』, 1968年, pp.4-46。

⁵⁸ 内田忠夫 (1923 - 1986)。当時、東京大学教養学部教授。

⁵⁹ 熊谷尚夫 (1914 - 1996)。当時、大阪大学経済学部教授。

⁶⁰ 青山秀夫 (1910 - 1992)。当時、京都大学経済研究所長。

一郎，西山千明⁶⁴，野田一夫⁶⁵，辻村江太郎⁶⁶，都留重人という多彩な名前が挙げられていて，当時の日本の経済学界の代表的な方々を分野横断的に網羅したかに思われます。これほど異質な人々を，どんな仕組みで組織化したのですか。また，独禁法と競争政策に関して，これらの方々の間にはどの程度の共通認識があったのでしょうか。

(小宮) 意外な人が発起人になっていますね。確か宇沢弘文⁶⁷さんも発起人をされていました。隅谷三喜男⁶⁸先生にもお願いして，賛同者となっていたと思います。でも，その中で断然，知恵者は渡部経彦さんでした。計画を組織化して，いろいろな機関や大学に頼み，めぼしい人に頼み，賛成者を増やしていく。新聞記者との会見は土曜日にやろうとか，経団連の記者クラブに行つてやるのがいいだろうとか，そういう知恵は全て渡部さんが出したのです。

反対意見を提出するまでの経緯としては，まず発起人がこういうことでやりたいのだがと言って文書の草案を作成して，それを多数の近代経済学者に送つて賛成の人をできるだけ多く呼び集めたということなのです。呼び掛けの文書は東大で手伝ってもらつて4, 5人で書いたと思います。それを主な大学と発起人になっている人をお願いをして，そこから更に手分けして頼んでいきました。

しかし，呼びかけに返事をくれた100人の近代経済学者がその後も日本の独禁法と競争政策に関心を持ち続けたというわけでは必ずしもなく，多くの場合にはそのとき限りのものでした。この懇談会は反対声明を出す目的のためのみ作られたものですが，世の中は普段から共同で研究していて，その結果こうした反対意見に到つたのだと受け取つたのではないのでしょうか。本当はそうじゃなくて，これは一大事だから反対しようという一時的なものだったのです。

ですから，こういう問題にあまり関心がない方も参加されておられたと思ひ

61 荒憲治郎 (1925 - 2002)。当時，一橋大学経済学部教授。

62 藤野正三郎 (1927 -)。当時，一橋大学経済研究所助教授。

63 福岡正夫 (1924 -)。当時，慶應義塾大学経済学部教授。

64 西山千明 (1924 -)。当時，立教大学経済学部教授。

65 野田一夫 (1927 -)。当時，立教大学経済学部教授。

66 辻村江太郎 (1924 -)。当時，慶應義塾大学商学部教授。

67 宇沢弘文 (1928 -)。当時，東京大学経済学部助教授。

68 隅谷三喜男 (1916 - 2002)。当時，東京大学経済学部教授。

ます。反対声明に署名した方々の中には、なぜ参加されたのか理由がよく分からない方もおられます。でも、瞬く間に賛成者が集まって、これ位になったら多少インパクトを与えられるのではないかと考えて、できるだけ多くの方に声をかけました。

(CPRC) このような政策的な問題に関して、学者が集団的に意見を表明するという行動は、全く前例がなかったわけでしょうか。

(小宮) 署名云々という行動はそれまでにもたくさんあって、左派の人々はかなり盛んにやっていました。例えば、ベトナム戦争に関して学会で声明を発表するという事もありました。しかし、私はその種の声明を学会が出すのはオカシイと思ってきました。学会というのは、特定分野の学問を研究するために集まっている任意団体であって、多数決でも全員一致でも、学会の目的と関係ないことについて決議するのは無効ではないでしょうか。政治的なイシューについて、学会などが何かを決議して発表するというのは、私には自由主義を理解していない行動に思われます。

学者が集まって社会に問題提起をして、それが当時の世の中に多少なりとも影響を与えた事例としては、1971年の「円レートの小刻み調整についての提言」があります。この提言は36名の近代経済学者からなる「為替政策研究会」として出され、八幡・富士の時と同様に「エコノミスト」誌でも大きく取り上げられ、開銀設備投資研所長の下村治さんや日銀理事の吉野俊彦さん等とのシンポジウムも開催されました。

(CPRC) 八幡製鉄、富士製鉄の合併反対の場合には、関心のありそうな近代経済学者に署名を求めるはがきを送り、自発的に賛意を表明された方々が事後的に独占問題懇談会を構成することになった、と理解すればよいのですね。

(小宮) そうです。賛意を伺うはがきは、アンケート調査にもなっていました。独禁法違反の疑いが濃いのではないかとすることを、多数決で票を取ったので

す。篠原三代平⁶⁹さんは、それは意味ないといって非常に強く批判されていたことを覚えています。篠原さんの批判には確かに一理があると思いました。詳しく研究していない人々に、ある事項について独禁法違反か否かを問うて、その票数を発表するのは「学者的」ではないと批判されても仕方がないでしょう。

(CPRC) しかし、なぜ 100 人もの署名を集めて反対を表明しようと考えられたのでしょうか。学界のマジョリティーであるグループとして反対しているのだ、という姿勢を打ち出さないと意味がないというような意識がおありになったのか、その辺のところの感覚を少しお話いただけないでしょうか。

(小宮) これはやっぱり渡部経彦さんと内田忠夫さんの感覚だったと思います。同じ反対声明を出すのなら、かなりの人数、しかも全国的とは言わないまでもかなり広い範囲の方に話しかけ、意見表明の会見は日曜の新聞のトップになるように土曜日に行くなどして、とにかくインパクトを与えるのだ、という感覚ですね。

私は、こういうやり方をしたからこそ成功したのだと思います。こうした行動をとったからこそ、世の中が「話はそう簡単じゃない」ということを理解したのだと思います。

(CPRC) 第 1 回の声明文を独占禁止懇話会が発表した後、第 2、第 3 と反対の声明文を引き続いて公表しています⁷⁰が、小宮先生はそれには参加されておられなかったようです。それはなぜだったのでしょうか。

(小宮) 私は、1969 年の 1 月からしばらくの間は、反対運動には全然参加しませんでした。ちょうどその頃東大紛争がありまして、1969 年 1 月 19 日は安田講堂の攻防戦で 2 日間にわたって機動隊と学生がやり合うということがありま

⁶⁹ 篠原三代平 (1919 -)。当時、一橋大学経済研究所教授。篠原教授の経済学への貢献とその評価に関しては、Amsden and Suzumura (2001) を参照されたい。

⁷⁰ 「公取委「内示」に対する意見書」1969 年 2 月 25 日、「独占禁止法四五条一項にもとづく措置要求書」1969 年 3 月 8 日。

した。それで、東大は改革案を作るために改革倫理調査会を作りまして、私は組織小委員会の委員長と本委員会の委員をやって、毎日会議をしていました。日によっては朝 10 時から夜中近くまで、しかも本郷のキャンパスでは開催できないから、本郷以外のあちこちの東大のキャンパスに集まって会議をしていました。そういう状態が 1969 年の 1 月の冒頭から 8 月 20 日頃まで続いたのです。それに掛かりきりとなってしまったために、八幡、富士問題には時間が割けなくなりました⁷¹。

(CPRC) 林信太郎氏と柴田章平氏の対談記録『産業政策立案者の体験記録』(2008)の序文には、小宮先生と内田先生が、永野富士製鉄社長と林氏と一緒に東大で公開討論会を行ったと書いてありますね。

(小宮) この事実については、私の記憶にはありませんね。この本では「階段教室」と書いてありますが、経済学部には階段教室はなかったもので、駒場でやった集会ではないでしょうか。私は 1969 年 1 月からは、ほとんど八幡・富士の件には関係せず、大学の改革案を作成するために、連日、それも転々と東大のいろいろな研究所の会議室を借りて検討していました。ですので、私が知らない間に、そうした学生集会が行われたことは十分あり得ることです。また、内田先生の名前が出ているところから、マクロ経済の観点から討論会が行われたと捉えられて、私の名前がでたのかもしれませんが。いずれにせよ、この集会に私は関わっておりません。

(CPRC) 論争の発端に戻ります。「大型合併は是か非か」という特集記事が 1968 年 6 月 1 日の『日本経済新聞』[経済教室]に掲載されて、賛成論・篠原三代平先生、反対論・小宮隆太郎先生と対立的に掲載されています⁷²。一見すると、賛成論者と反対論者の全面对決の図式ですが、内容的には決して水と油のように融和不可能な主張の正面衝突であるようには思われません。詰まるところ両

⁷¹ 『大学改革準備調査会 第一次報告書』1969 年 10 月、東京大学、参照。

⁷² ただし、篠原先生は近代経済学者の八幡・富士の合併に対する反対声明に、賛同者として署名されている。

先生の間を分かったのは、大型合併による《競争の実質的制限》の蓋然性に対する判断の差異でした。競争の機能や設備投資調整の評価などに関しては、むしろ両先生の考え方には共通する点が多かったように思われます。後に触れる『中央公論』のシンポジウムにおいて、《競争》の概念を巡って小宮先生が孤立（！）した事態を想起すれば、この点はかなり印象的です。小宮先生にあって篠原先生になかった重要な論点は、独禁法の形骸化を招きかねない政治家や官僚の節操なき賛成論に対する強い警鐘です。この点を終始強調されてきた小宮先生のぶれのないスタンスに対しては、敬服する他はありません。

これだけのことを申し上げた上で、当時の賛否両論を現時点で振り返るとき、その当時の論点を先生が現在どのように評価なさっているかをお尋ねしたいと思います。2、3の例でも結構ですので、振り返ってコメントをしていただけましたら幸いです。

（小宮）篠原先生のいろいろなお考えと、私はよく対立しました。衝突したことは多かったのですが、正味のところどこがどう違うかっていうことは、もう一つよく分からないことが多かったように思います。大型合併のときはどうだったですかね。

実際には、設備投資調整は業界でまずやって、それがまとまらないと結局は通産省が決めてこれでやれということで実行されていました。そのこと自体、我々から見れば違法なのです。篠原先生はどうお考えだったのでしょうか。放置しておけばまとまらないという観点から、官庁が決めるのはいいのではないかという感覚だったのでしょうか。

（CPRC）篠原先生の合併賛成論は、通産省による設備投資調整を放棄して、民間企業による設備投資を野放しにすることをその前提とするものでした。

（小宮）設備投資を野放しにすれば、きっと業界は適当に相談して調整するでしょう。私は、八幡と富士の合併事件が落ち着いた後に、この事件はどういうことだったのかと考え直してみたことがあります。合併計画の公表以前には、八幡製鉄は君津工場を、富士製鉄は鶴崎工場を建設して、両方とも同時に稼働を

開始したら大変なことになるという懸念が、強く持たれていました。この懸念を払拭する設備投資調整がまとまらなければ、興銀が両方の資金的な面倒を見なくてはならなくなる。これは大変だということで、両製鉄を合併して設備投資調整を企業内部で行わせるという話が出てきたのだと思います。

3.4 モノポリーとモノポライゼーション

(CPRC) 反対声明に署名されたグループ内には、反対論の根拠に関する考え方の相違がかなりあったというのが、グループの主要メンバーの論文や対談での発言を拝見して、私が受けた率直な印象です。その一例は、『中央公論』の1968年9月特大号に掲載された「大型合併になぜ反対するのか」というシンポジウムです。このシンポジウムは、王子製紙の合併に関連して開催されたもので、後の八幡・富士のケースにおいて反対声明を出したグループの6名の中心メンバー（今井賢一⁷³、上野裕也⁷⁴、内田忠夫、小宮隆太郎、村上泰亮⁷⁵、渡部経彦）によって行われています。このシンポジウムで問題提起をされた村上泰亮先生は、同じ特集号の「競争原理と合併問題」という論文の中で、「大型合併に関する論争が華やかなわりにあまり生産的でない理由の一つは、『競争』という基本概念に関する了解が十分でない、ということである」と述べておられます。村上先生ご自身は、「経済学における『競争』とは『市場に登場する何人も・・・価格支配力をもたないこと』である」と定義され、「『競争』とは市場の状態が全体として持つある客観的性質である」と結論しておられます。シンポジウムの座長役の内田先生は、村上報告を踏まえて「いったい競争という[言葉]はどういう意味で使うのか、この点を最初にはっきりさせておきたい」と言われて討論を発進させています。これを承けて議論の口火を切られた小宮先生は、「村上さんは、競争というのは個々の企業が価格支配力をもたないことだと書かれているが、競争と独占は『程度の差』であって、競争は白、独占は黒というものでは必ずしもない。むしろ現実の事態は多くの場合、白と黒の中間の灰色であって、比較的白に近い灰色とか、比較的黒に近い灰色というのが現状で

⁷³ 今井賢一（1931 - ）。当時、一橋大学商学部助教授。

⁷⁴ 上野裕也（1926 - ）。当時、成蹊大学経済学部助教授。

⁷⁵ 村上泰亮（1931 - 1993）。当時、東京大学教養学部助教授。

はないか。しかも問題を判定するためにはなるべく長期で見る。それからさらにニュー・エントリーの可能性ということも考慮に含めて考えたいと思う」と述べられています。この発言に続く議論は、他の 5 名の出席者が小宮批判、村上支持でほぼ一致しているのですが、競争という基本的概念に関する理解の統一が確立されたとは言えそうにありません。そもそも村上流の《状態》としての競争概念が、独禁法に登場する競争概念と整合的な考え方であるかという基本的な問題も、本来ならば重要な論点となるべきだったのではないかと思います。

八幡製鉄、富士製鉄の合併案件にせよ、王子製紙系 3 社の合併案件にせよ、それに対する反対論の根底にあるのは、問題の合併案件には《競争の実質的制限》をもたらす恐れがあるという判断です。それだけに、競争概念の意味に関する異論の余地が払拭されていないことに、私は多分に戸惑いを感じています。そのあたりのところを、できれば少し敷衍していただきたいと思います。

(小宮) 競争自体をどう考えるかというのは、非常に難しい問題ですね。私はこのシンポジウムに参加した経済学者の中では、比較的、産業組織・独禁法に関心を持っていた方でした。

例えば、1971 年から 73 年にかけて岩波書店から出版された「現代経済学」全 10 巻のうち、最初の 3 巻は『価格理論 I～III』で、その『価格理論・III』の四分の三は「産業組織」に当てられています。その「産業組織」の部分は、公式の著者、つまり今井・宇沢・小宮・根岸・村上の五人のうち、今井さんと私が書いたものです。よくご存じのように、その後、今井さんは産業組織、その他産業に関する諸問題をご自分の中心的な研究領域とされてきました。

そうした背景もあって、私にとっては例えば「参入阻止価格」とか「有効競争」という概念は、先ほど話されたシンポジウムが開かれた 1968 年頃には周知のことで、今井さんはもう既にはっきり産業組織論、独禁政策を念頭に話をされていた。しかし、村上泰亮さん等は、「産業組織論」には馴染みがなく、独占とか競争とかを「ミクロ経済理論」の次元で考えていたのだと思います。

私が、競争と独占をはっきり黒と白というのではないと強調していたのは、典型的な例としてレストランや、ホテル、書物などの市場で行われている製品

差別化というような、モノポリスティック・コンペティションが様々にあるということからです。

ただし、その当時、経済学上の《モノポリー》あるいはオリゴポリーと、独禁法で言う私的独占つまり《モノポライゼーション》との区別は、全然ついていませんでした。その後、1959年4月10日に開催された八幡・富士に関する公聴会の場において、私は多少モノポリーとモノポライゼーションは違うということに気づいた発言もしているのですが、全般的にあまり理解していなかったように思います。しかし、その当時ですら、他の人々は独占禁止法は経済学でいう独占を禁止しているのだと思っていました。

(CPRC) 近代経済学者グループの反対意見の表明など、様々な反響を呼んだ八幡製鉄と富士製鉄の合併案件は、その後公取委の審査を受けています。審査過程で開かれた公聴会では、産業界からは八幡と富士の競争企業である同業他社のみならず、需要者である鉄道や自動車工業会なども意見を聴取されています。学界からは法学者、経済学者が数名呼ばれて意見を聴取されていますが、小宮先生もその中におられました。

(小宮) その当時、法学部出身で独禁法に熱心な人は、正田彬⁷⁶さんだっただと思います。でも正田さんは、独禁法は厳しければ厳しい程いいというやや単純な傾向があって、経済学的な側面などはあまり話されなかったように思います。正田さんだけではなく、当時の法学者の皆さんは、経済学的な側面についてはほとんど言及されていなかったのです。したがって、公取委がこういう案件の公聴会のときに意見聴取したいと考える法学者はいませんでした。私が出席した公聴会の際には鈴木竹雄⁷⁷さんが出てこられたけれど、鈴木さんはもともと独禁法のことにはあまり扱っておられない先生でした。

(CPRC) そのときの記録によりますと、この公聴会には内田忠夫先生と小宮先生が一緒に出席しておられます。

⁷⁶ 正田彬 (1929 -)。当時、慶應義塾大学産業研究所教授。

⁷⁷ 鈴木竹雄 (1905 - 1995)。当時、東京大学名誉教授。

(小宮) 内田先生と 2 人で出席していますが、主に私が話したように記憶しています。その場で私は、当時の公正取引委員会委員長の山田精一⁷⁸さんに厳しく追及されています。

私もその時点では、独禁法をまだよく理解していませんでした。特に、独禁法がモノポリー（独占）を取り締まる法律ではなくて、モノポライゼーション（私的独占）を取り締まる法律だということを、私はよく理解していませんでした。山田委員長は法律の立場からモノポライゼーションの観点に立って問題を考えていて、経済学のモノポリー概念はもうひとつよく分からないと考えておられました。

寡占理論はなかなか難しいものです。例えば、潜在的参入者という考えがあります。潜在的参入者が存在する場合には、いったんモノポリー状態を確立した企業でも、安易に価格を引き上げるとすぐに新規参入が行われ、モノポリー企業はその地位を奪われることになる。そこでモノポリー企業は、新規参入者のエントリーを妨げられるギリギリのところまでしか価格を上げることはできず、そこでモノポリー価格が決定されるという理論があります。しかし当時は、そんな精密な寡占理論までは考えないで、ミクロ経済学のモノポリーの初歩の理論に基づいて、独占を取り締まるべきであるとか、独占に近づくから合併は認めるべきではないとか言っていたと思います。

法律家の方はそんなものは関係ない、モノポライゼーションの方が重要だといわれます。モノポライゼーションという言葉は公聴会の中でも出てきますが、独立した企業などが事業活動をできないようにすることとか、市場を支配して他の企業が市場に参加できないように排除することなどを指しています。独禁法の条文には、私的独占（モノポライゼーション）は禁止すると書いてありますが、それは経済学者の言う独占（モノポリー）とは違うのです。

基本的にいって、法律家と経済学者の考え方にはかなりの距離があります。この距離が生まれる一つの理由として、経済学者はモデルを用いて問題を抽象化して考えます。例えば、企業は利潤を最大にするように行動する経済主体な

⁷⁸ 公正取引委員会第 7 代委員長（1967 年 6 月～1969 年 11 月）。

ので、モノポリーだったら限界収入と限界費用が一致する点で生産量を決めるというように考えるわけです。これに対して、法律家の方はまず企業とは何かということをおろそかにせず具体的に決めなければなりません。開業医は企業かどうかなど、そこから決めて掛からなければなりません。すべて具体的なものに結びつけて考えなければならないから、モノポライゼーションに関しても、具体的にどういう行為をやったからモノポライゼーションであるという筋道を辿ることになるのです。例えば、ある分野で一つの企業が成功してだんだんその規模を拡大して、ある分野でモノポリー状態を確立しても、その《状態》にあるという理由だけで企業に対して独禁法を適用して処罰する根拠は、法学的には存在しなかったのです。

例えば、無線で操縦するヘリコプターを製造するヒロボーという会社⁷⁹があります。元々は広島紡績という会社で、私が以前に広島県所在のヒロボーを訪問したときには、他に競合するメーカーはなかったようです。現在ではヤマハ発動機などが新たに参入して、ヒロボーの独占ではなくなったようですが、当時のヒロボーはモノポリー状態にありました。このような独占企業を独禁法で取り締まれるかといえば、恐らく取り締まる手段はありません。独禁法は独占（モノポリー）を禁止することはできないのです。

しかし、独占状態にある会社が新しく参入する企業を妨害して参入できないようにするとか、類似の活動をしている企業と合併するとか、具体的な法律行為があった場合には、その《行為》がモノポライゼーションであるかどうかを個別的に判定して、それはやめなさいということ是可以のできるのです。

また法律の方では「failing company の merger」という考え方（failing company defense）があります。ある製品分野に会社が二つしかないとします。その二つが合併する、あるいは大きい方の会社が他方の会社を何らかの形で買収して、後には事実上一つの会社しか残らないとすると、通常は合併禁止の対象になり、独禁政策当局に差し止められます。しかし二社のうちの一方が営業不振でつぶれそうになっているとすると、みすみすつぶれるのを放置せずに合併するなり吸収するなりして一社の独占になることが認められることがありま

⁷⁹ ヒロボー株式会社。

す。多分、日米いずれでもそうでしょう。それは合併なり吸収なりを認めた方が、製品の買い手・雇用者も含めて関係者にとって有利だから、という考え方によります。

(CPRC) 先生がおっしゃったように、法学者は事業者とは何かとか、違法行為の要件は何かなど、定義や構成要件から議論に入る形になります。

(小宮) 経済学者はそれを理解しないでしょう？

(CPRC) はい。経済学者の思考方法と法律学者の思考方法には、依然として違いが続いていると思います。対話もありそうでないという状態が、現在でも続いているのではないかという印象を持っています。

(小宮教授) 経済学者は、そんなことは我々とは関係ないとしていますが、やはり法律学の考え方と経済学の考え方の両方がよく分かる人でないと、独禁法と競争政策に関する適切な判断はできないのではないのでしょうか。八幡、富士事件当時の公述記録を見ていると、独禁法が多少とも分かっている人はほとんどいないと思います。私もあまり理解していなくて、山田委員長に厳しく追求されました。私は、山田さんは本当に立派な方だと思って感心しています⁸⁰。

(CPRC) 公聴会における最後の辺りの議論では、山田委員長は理路整然と追い詰めていましたね。

(小宮) ええ。あれだけ世間が騒ぎ、学者も騒ぐ中で、冷静沈着に本来の独禁法にふさわしい解釈をして、幾つかの分野について必要な措置を採った上で合併を承認しています。長沼弘毅さんが委員長の時代だったら、全然だめだった

⁸⁰ 小宮教授は、八幡・富士の合併審決が出されて後、『日本経済新聞』[経済教室]において、山田精一公取委員長に対して「委員長がともかくも毅（き）然たる態度を堅持したことは、・・・多くの人々が称賛の拍手を惜しまないであろう」と評している（『日本経済新聞』1969年11月8日号）。

でしょうね。山田さんは終始冷静沈着で、公聴会での質疑応答でも非常に要点を衝いた質問をされています。他方、物事の判っていない参考人の陳述に対してはほとんど発言しておられません。

(CPRC) 私的独占で独禁法違反というときには、私的独占を行おうとする《行為》を取り締まる形で考えています。独占《状態》を取り締まるツールが公取委にあるかという点、従来のツールの中にはありません。

(小宮) アメリカには、独占《状態》(モノポリー)を解体させる3つの手段があります。子会社の株式譲渡、企業分割、企業内の部門の分割の3つの“D”，すなわち，Dissolution, Division, Divestitureです。日本の独禁法には、独占《状態》(モノポリー)になっているから分割するという考え方は全然ないのでしょうか。

(CPRC) 独占《状態》に対しては、弊害があった場合にそれを除去するために、いわゆる《構造措置》が規定されています。1977年改正で導入された規定ですが、実際に発動されたことはありません。競争過程でだんだん集中が進み、独占《状態》(モノポリー)が誕生した場合には、それに手を付ける方法はありません。

(小宮) アメリカの場合、2社ある企業の一方の企業で赤字が続いてつぶれそうな場合には、他方の企業と合併するのを認めるという *failing company* の判例がかなり多いらしいですね。日本の場合には、原始独禁法には独占状態(モノポリー)を解体させる規定はなく、これまで別々の企業だったのが合併するとか、何らかの具体的な法的手段で独占状態を作り出すことは、状況により違法として差し止めることができることになっています。そのところを、私を含めて経済学者はあまり理解していなくて、山田精一さんにつつかれたわけです。

先ほど例に挙げたヒロボーという会社の場合でも、徐々に独占状態を作って値段がとて高かったとしても、公取委は何もできないでしょう。

(CPRC) 学説史的に言えば、独禁法の要件である《競争の実質的制限》を《状態》とみるか、あるいは《行為》とみるかを巡って、かつて経済法学において論争がありました。丹宗昭信先生と今村成和⁸¹先生という 2 人の北海道大学の独禁法の先生を中心に戦わされた論争です。一方は「市場支配」を「市場支配力の行使された状態」と考える立場で、これによると、「市場支配」は「市場支配力」とは異なった概念でして、現に市場支配力の弊害が顕れることが「競争の実質的制限」なのであって、それが「市場支配」という「状態」であるといえます。これに対して、今に至る経済法学の通説は、状態概念としての「市場支配」と行為概念としての「市場支配力(の行使)」とを区別することは解釈の域を超えており、「競争を実質的に制限する」とは、市場支配力の形成・維持・強化を意味することで足りると考えています。そもそも、市場が独占状態にあるため価格が高くなっている状態に対して、それだけでは独禁法は手を打てないことへの反発があり、独禁法はそれに対して何か対抗手段を持つべきだという議論がありました。1977 年改正の思想的な背景となった論争ですが、現在ではあまり議論されていません。

(小宮) 1977 年改正というのはどのような改正なのですか。

(CPRC) 八幡、富士事件のときには独占《状態》の規制がありませんでした。経済法学者の中でも独禁法の厳格化を要求する立場の人々は、反競争的な行為が存在しなくても、一定の弊害要件を満たせば企業分割など市場構造に直接メスを入れられる規制を導入すべきだと強力に主張しまして、それが 1977 年改正につながって構造規制の導入に結実したのだと思います。

3.5 産業政策と近代経済学者

(CPRC) 最後に、産業政策に対する経済学者の考え方について、先生にお尋ねしたいと思います。

⁸¹ 今村成和 (1913 - 1996)。当時、北海道大学法学部教授。

「日本の経済計画」というタイトルでお書きになられた英文論文⁸²で、先生は日本の産業政策に評価すべき点があるとすれば、通産省の産業構造審議会など、産業に関する情報が交換されるパブリック・メカニズムを作ったことだとお書きになっています。これを裏返して言えば、戦略的産業の助成とか、産業構造の策定とか、過当競争の排除など、多くの場合に日本の産業政策のエッセンスと考えられている政策に対して、先生はほとんどその意義を認めておられないように窺えます。このような理解は現在でも先生の産業政策に関する考え方を正しく捉えているのでしょうか。

(小宮) 産業政策に関しては、『日本経済新聞』の〔経済教室〕に連載された記事⁸³のなかで、私は産業政策に関わった経済学者を第1世代、第2世代、第3世代と分類して述べたことがあります。第1世代の産業政策の経済学はマルクス経済学であり、それはソ連型の経済計画の経済学でもあります。

戦後日本の産業政策は、源を辿れば日本支配下の満州国の工業化をやっていた人々が戦後帰国して、日本でも同様の考え方で戦後復興を推進しようとした政策なのです。マルクスの『資本論』第2巻を、皆さんはご覧になったことはないでしょうか。『資本論』第2巻は再生産表式論ですが、国際貿易は一切考えない閉鎖モデルで、第1部門という生産手段を作る部門は重工業に対応し、消費財を作る第2部門は軽工業に対応すると考えられています。通産省が戦後推進した産業政策は、重工業を大きくすることを目指していました。途中からもう一つ「化学」が入って重化学工業化ということになり、それに重点を置いて戦略的な産業を発展させていったのですが、こうした考え方は要するにマルクスの再生産表式論から出てきているのです。満州に行った人々も、そういう考え方で満州を発展させようと考えました。戦後日本の経済復興においても、有沢広巳⁸⁴さんが《傾斜生産方式》という形で再生産表式論を入れてきて、それがいわば経済発展のモデルみたいに日本で使われてきたのです。この考え方の影響は尾を引いて、1960年代でも重化学工業化というモデルになだれ込んでい

⁸² Komiya, R. (1975a)。その邦訳は小宮 (1975c) に収録されている。

⁸³ 小宮隆太郎 (1985)。

⁸⁴ 有沢広巳 (1896 – 1988)。当時、東京大学経済学部教授。

きました。この伝統に日本の産業政策は根強くとらわれていたと私は思っています。

日本の重化学工業化に理論的な背景を与えた篠原三代平さんは、ハリー・ジョンソン⁸⁵の国際収支の奇妙なモデルを使って、所得弾力性の差で重化学工業化の正当性を説明しようという試みをしていました。

(CPRC) 篠原先生ご自身は、重化学工業化の理論的根拠を求めて、ジョンソンとは独立にあのモデルを作ったとおっしゃっていました。それはともあれ、戦争直後の傾斜生産方式のみならず、60年代の重化学工業化に至るまで、マルクスの再生産表式論の影響は日本の産業政策に一貫して浸透していたと先生はお考えなのですね。

(小宮) 通産省が直接にマルクスの再生産表式論から学んだとは言わないけれど、終戦直後の傾斜生産方式は有沢先生が直接的に、あるいはソヴィエト連邦の計画経済の基礎と言われるフェルドマン⁸⁶モデルを通じて間接的に、マルクスの再生産表式論から来た考え方に基づいて構想されたものです。それがその後の産業政策の発想に、いわば伝承されていったと思われまます。

戦後の産業政策でもう一つ強調された考え方は、重要物資の価格を低位で安定化するという目標の設定です。重要物資とは鉄、石炭、電力などを指しますが、これらの重要物資の価格は低く抑えなければならないと考えられていたわけですが、しかし、特定の生産財について価格を低くするという目標の設定は、標準的な経済学では全く合理性がない考え方です。経済運営の目標は人々の経済福祉の最大化ですから、最終消費財を皆が豊富に消費できるようにすることこそ、合理的な考え方です。重要物資の価格の低位安定なんて、無意味な考え方だという他はありません。今、途上国の開発戦略としてそういう政策を推奨する学者はいないでしょう。しかし、戦前期から戦後にかけて粗鋼等の価格は安く、消費財の価格は高くして、基礎物資の配分は資材の配給制度で行っていたわけですが、戦争が終わった後でさえ、重要物資の価格の低位安定という考

⁸⁵ Harry G. Johnson (1923 - 1977)。

⁸⁶ Gregory A. Feldman (1884 - 1958)。

え方をなぜ引きずっていたのでしょうか。

終戦直後の貿易統制が緩和されて国際貿易が盛んにできるようになったとき、最初は繊維と雑貨の輸出で外貨を獲得することが当時の日本には関の山でした。しかし、戦後の初期はともかくとして、間もなく家庭用のミシンとか、カメラとか、トランジスタ・ラジオとか、そういう工業製品の輸出がどんどん増えて、それで外貨を稼ぐ時代になりました。けれども通産省は、こういう製品を作っているところを重要な産業だとは、考えていませんでした。産業政策で通産省が最も力を入れたのは、いわゆる重要基礎物資でした。鉄鋼とか金属とか電力とか、そういう重工業製品の生産の促進を優先的に助成したのです。輸出とか技術の移入なども、そういう産業を優先して行われてきました。

このような政策の優先度を正当化するために、重化学工業化こそ日本の比較優位の確立のために必要だという議論がなされたことがあります。カメラ、トランジスタ・ラジオ、テレビなどは軽工業か、重工業かと問われたら、答えに窮したのではないのでしょうか。

私は、重化学工業化とか重要基礎物資の価格安定など、戦後の産業政策当局が経済学的には無意味な目標に囚われ続けたという事実は、誰でも若き日に身につけた考え方、あるいは国全体としても若い時期に取り組んできた考え方から脱却することがいかに困難かを示すものだと言う以外には、説明困難だと思います。重化学工業化の方は、さすがに現在では経産省を呪縛していないと思いますが、重要基礎物資の価格安定の方はどうでしょうね。現在でも石油価格が高騰して、灯油やガソリンの価格が高騰する際の騒ぎを思うとき、多少の不安がありますね。稀少になったものの価格は高くなるのが合理的なことです。

産業政策論の第1世代も通産省も、国際経済学の比較優位の理論を理解していないという点では、同類だったと思います。実のところこの点は現在に到るも同様ですね。一般のマスコミも国際貿易の基本原則を理解していない点では同じです。国際競争力という概念で大抵のことを考えているのですが、こんな呪文を言っている間はだめですね。産業の問題はこれでは全然理解できません。国全体の国際競争力などはナンセンスそのものです。このことはポール・クルーグマンも一度、非常に厳しいトーンで *Foreign Affairs* 誌に書いたことがあります。

す⁸⁷。国々の中の競争は、コカコーラとペプシコーラの競争とは全く次元が異なることだが、マスメディアや通俗学者はそのことが判っていない、という趣旨のことをクルーグマンは書いていました。

(CPRC) 産業政策論の第 2 世代、第 3 世代に関しても、引き続いてもっとお伺いしたいところですが、残念ながらいただいた時間が尽きました。最後になりますが、八幡、富士の合併事件に際して、合併が承認されれば鉄鋼の市場に大きな影響が生じると予想されておられたと思いますが、現時点で振り返るとき、当時の予測をどのように評価しておられるでしょうか。また、近代経済学者の反対運動の意義を、現在どのように評価なさっておられるでしょうか。

(小宮教授) 合併の影響については、鉄鋼の価格が上がるとか、暗黙の協調が生じるとか、そういう事態を予測していました。

近代経済学者の反対声明は、世論に対してかなりの影響を及ぼしたのではないのでしょうか。公取委をエンカレッジする役割を果たしたし、産業政策の主務官庁と公取委との関係の改善の流れにも、影響を及ぼしたのではないかと思っています。

(CPRC) 監督官庁について、現在はどのように見ておられますか。

(小宮) 監督する側と監督される側との結び付きについて、割とリベラルになったのは通産省が最初だったと私は理解しています。農水省と食品工業とか、厚労省と製薬会社などと比較して、通産省の方が開明的な方向に転換したのがなぜ早かったかという点、海外勤務の経験のある官僚の比率が一番高かったからだと思います。ある年齢に達するまでに海外勤務の経験がなかった官僚は、通産省には殆どいないと思います。

(CPRC) お忙しいところ、2 回にわたり、また長時間にわたって貴重なお話し

⁸⁷ Krugman P. R.(1994) “Competitiveness: A Dangerous Obsession”, *Foreign Affairs*, Mar./Apr. 1994, Vol.73, No.2, pp.28-44.

をいただきまして、大変ありがとうございました。独禁法と産業政策の歴史に興味を持つ私たちにとりまして、小宮先生のお話しは多くの示唆に富む情報の宝庫でした。先生の一層のご健康と今後のご活躍をお祈りしつつ、今回のインタビューをこれで閉じさせていただきます。

4 おわりに

小宮隆太郎教授は、戦後日本の近代経済学の発展に多大な貢献をされた経済学者の一人である。国際経済学の理論に対する教授の貢献は、高い評価を国際的に確立している⁸⁸。また、近代経済学の分析装置を縦横に駆使した日本経済の実証研究は、卓抜な理論的な着想と該博な事実認識の稀に見る結合によって、研究領域の水準を飛躍的に高めた。さらに、標準的な経済理論を踏まえて日本経済が直面する政策課題と対決して、過った常識や陳腐化した通説を批判しつつ展開された政策論は、学界と官界の双方に大きなインパクトを及ぼした。

小宮教授の研究の精粹は、1975年に出版された『国際経済学研究』、『現代日本経済研究』（第18回日経・経済図書文化賞受賞）という2冊の主著にまとめられている。前者には、為替レートの変更や経済成長が国際収支に与える影響に関する基礎理論の研究、直接投資を「経営資源」の国際移動と理解する独自の見解に基づく日本の直接投資の実証研究など、影響力の大きな貢献が含まれている。後者には、戦後日本の高度成長をもたらした基本的要因として、資本蓄積率と個人貯蓄率の異例な高さを明確に指摘した研究、戦後日本の産業政策を初めてアカデミックに分析して、企業間の情報交換を媒介する機能に産業政策の精粹を認めた研究など、その後の研究の道標となった貢献が含まれている。これらの業績を背景として、小宮教授は1983年度の理論・計量経済学会（現在の日本経済学会）会長に選出され、1990年12月には学問研究上の顕著な功績によって日本学士院会員に選出されている。

さらに小宮教授は、内外の経済問題に関する鋭い指摘によって、現実の経済政策にも大きな影響を与えてきた。例えば、リスクを負担せず、自律的な決定権もない中国「企業」の非企業性格を鋭く指摘して「中国には企業は存在し

⁸⁸ 国際経済学の純粋理論に対する小宮教授の代表的な貢献は Komiya (1967) であり、国際経済学の貨幣的理論に対する代表的な貢献は Komiya (1969) である。

ない」と断定した『現代中国経済』（1989年）は、その後の中国経済の改革に大きな影響を及ぼした。また、日米二国間の貿易黒字・赤字は貯蓄・投資バランスに基づくマクロ的経済問題であり、二国間の貿易制限措置によって対応すべき問題ではないことを指摘した『貿易黒字・赤字の経済学』（1994年）は、日本政府の対米スタンスに大きな影響を及ぼした。このように、小宮教授が日本の学術・文化および経済政策の発展に尽くした貢献は顕著なものであって、その功績に対して2002年に教授は文化勲賞の荣誉に浴されている。

今回のインタビューは、教授の長い経歴のなかでも異彩を放つ八幡製鉄、富士製鉄の合併事件に対する反対運動で果たされた役割に焦点を合わせ、日本の産業政策と競争政策に対する教授の見解にも及ぶ企画だった。その構想と実行にあたった我々は、日本の独禁法と競争政策に興味をもたれる人々にとって、このインタビューが興味深い資料となるであろうことを確信している。

参考文献

Amsden, A. and K. Suzumura (2001): “An Interview with Miyoehei Shinohara: Non-Conformism in Japanese Economic Thought,” *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol.15, pp.341-360.

エコノミスト編集部 (1971): 『円切上げ』提言の論理と問題点 『エコノミスト』 Vol.49 No.30, pp.30-34.

早坂忠・正村公宏 (1974): 『戦後日本の経済学 人と学説にみる歩み』日経新書。

林信太郎・柴田章平 (2008): 『産業政策立案者の体験記録：戦後から高度成長期の産業創造への挑戦』国際商業出版。

今井賢一・宇沢弘文・小宮隆太郎・根岸隆・村上泰亮 (1972): 『価格理論 III』岩波書店。

伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎 (1988): 『産業政策の経済分析』 東京大学出版会 [Itoh, M., K. Kiyono, M. Okuno-Fujiwara and K. Suzumura (1991): *Economic Analysis of Industrial Policy*, San Diego: Academic Press].

Johnson, H. G. (1958): *International Trade and Economic Growth*, London: George Allen & Unwin (小島清監修, 柴田裕訳 (1970): 『国際貿易と経済成長』 [増補版] 弘文堂)。

貝塚啓明 (1973): 『経済政策の課題』 東京大学出版会。

為替政策研究会 (1971): 「円レートの小刻み調整についての提言」 『季刊現代経済』 第2巻, pp.136-153.

小宮隆太郎 (1960): 「日本における経済学研究について」 『経済セミナー』 1960年1月号, pp.70-75.

Komiya, R. (1967): “Non-Traded Goods and the Pure Theory of International Trade,” *International Economic Review*, Vol.8, pp.132-152.

Komiya, R. (1969): “Economic Growth and the Balance of Payments: A Monetary Approach,” *Journal of Political Economy*, Vol. 77, pp.35-49.

Komiya, R. (1975a): “Planning in Japan,” in Bornstein, M., ed., *Economic Planning: East and West*, Cambridge, Mass.: Ballinger, pp.189-227.

小宮隆太郎 (1975b): 『国際経済学研究』 岩波書店。

小宮隆太郎 (1975c): 『現代日本経済研究』 東京大学出版会。

小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎 (編) (1984): 『日本の産業政策』 東京大学

出版会 [Komiya, R., M. Okuno and K. Suzumura, eds. (1988): *Industrial Policy of Japan*, San Diego: Academic Press].

小宮隆太郎 (1985): 「日本の産業政策 政策論議の回顧と展望」『日本経済新聞』 [経済教室] 1985年11月18日 - 11月23日。

小宮隆太郎 (1989): 『現代中国経済』 東京大学出版会。

Komiya, R. (1993): “Three Stages of Japan’s Industrial Policy After World War II,” *Rivista Internazionale di Scienze Economiche e Commerciali*, Vol.40, pp. 969-995.

小宮隆太郎 (1994): 『貿易黒字・赤字の経済学』 東洋経済新報社。

Krugman, P. R. (1994): “Competitiveness: A Dangerous Obsession,” *Foreign Affairs*, Mar./Apr. 1994, Vol.73, No.2, pp.28-44.

公正取引委員会事務局経済部調整課 (1969): 「八幡製鉄株式会社および富士製鉄株式会社の合併に関する公聴会速記録」。

公正取引委員会事務局 (1977): 『独占禁止政策 30年史』。

毎日新聞社経済部編 (1969): 『新日鉄誕生す』 毎日新聞社。

村上泰亮 (1968): 「王子系三社合併の経済学 競争原理と合併問題」『中央公論』 第83巻, pp.160-168。

中山伊知郎・小宮隆太郎 (1968): 「競争原理と企業合併」『中央公論』 第83巻, pp.116-126。

篠原三代平 (1957): 「産業構造と投資配分」『経済研究』第 8 卷, pp.314-321。

Suzumura, K. (2006): “Shigeto Tsuru (1912-2006): Life, Work and Legacy,” *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol.13, pp.613-620.

館龍一郎・小宮隆太郎 (1964): 『経済政策の理論』勁草書房。

高瀬恒一・黒田武・鈴木深雪監修 (2001): 『独占禁止政策苦難の時代の回顧録』財団法人公正取引協会。

竹中一雄 (1968): 「容認できぬ市場支配型合併」『エコノミスト』東洋経済新報社。

東京大学 (1969) 『大学改革準備調査会第一次報告書』。

内田忠夫 (1969): 「鉄鋼合併反対運動の経緯」『経済評論』第 18 卷, pp.33-44.